

さいたま市学校体育施設開放事業実施要領

(趣旨)

第1条 学校体育施設開放事業の実施にあたっては、さいたま市学校体育施設の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(開放日及び開放時間)

第2条 学校体育施設の開放日及び時間は、別表を基準とする。ただし、学校教育に支障のない範囲で開放するものとする。

(学校開放運営委員会)

第3条 さいたま市立小学校及び中学校ごとに、要綱第5条に規定する学校開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、スポーツ推進委員、地域団体の代表者、PTAの代表者、開放利用団体の代表者、開放校の教職員等をもって組織する。

3 運営委員会には、委員長、副委員長、幹事及び監事を置く。

4 運営委員会は、開放施設が有効に利用されるための調整会議を開催する。

5 運営委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 運営委員会に会議録、出納簿、開放施設利用日誌その他必要な帳簿を備えるものとする。

7 運営委員会の経費は、さいたま市学校体育施設開放事業交付金交付要綱で定める額等をもって充てる。

8 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

9 運営委員会の委員は、無償とする。

10 運営委員会に代わる者が、学校体育施設開放事業を企画・運営する場合も、この規定を準用するものとする。

(開放施設管理指導員)

第4条 要綱第6条に規定する管理指導員は、運営委員会が開放校毎に1名を推薦し、スポーツ文化局長（以下「局長」という。）が委嘱する。

2 管理指導員の委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 管理指導員は、地域のスポーツ・レクリエーション事情に精通し、社会的信望を持つ者とする。

4 管理指導員は、要綱第4条に規定する管理責任者の指示を受け、開放施設の有効利用に資する助言、指導をおこなう。

5 管理指導員は、有償とすることができる。

(利用者)

第5条 開放施設を利用できる者は、要綱第7条に規定するほか、次の要件を満たしている団体とする。

(1) 非営利である

(2) スポーツ・レクリエーション活動を目的としている

(3) 概ね10人以上で組織され、構成員の概ね半数が、当該開放校の所在する地域に在住、在勤又は在学している

(4) 責任者として成人が含まれている

(利用団体の責任者)

第6条 利用団体は、団体責任者を置き、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者全員のスポーツ傷害保険(損害賠償責任付き)加入、その他安全管理指導
- (2) 利用後の施設整備及び備品点検
- (3) 利用後の清掃指導
- (4) 開放施設利用日誌への記録
- (5) 事故その他異常事態が発生した場合の諸連絡
- (6) 施設または設備を利用し、破損若しくは亡失した際の損害賠償
- (7) 施設または設備を利用し、利用者自身に事故が発生した際の自己責任
- (8) 施設周辺の住民生活等に配慮した活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、開放施設の保全と利用者の有効利用に必要な事項

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 1月 4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 3月 1日から施行する。

別表(第3関係)

学校体育施設の開放日及び開放時間

体育施設		開放日	
		平日	土曜日・日曜日・祝祭日
校 庭	夜間照明なし	—————	9:00~17:00
	夜間照明あり	19:00~21:00	9:00~21:00
体育館		19:00~21:00	9:00~21:00
武道場		19:00~21:00	9:00~21:00